

ラブホテル営業に該当することとなる施設及び設備の要件の組合せについて

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律上の定義

専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業（第2条第6項第4号）

政令で定める施設

政令で定める設備

現
行

狭小な食堂・ロビー

- ・回転・振動ベッド
- ・特定用途鏡
- ・専ら異性を同伴する客の性的好奇心に
 応ずるため設けられた設備
- ・アダルトグッズ自販機等

以下のようにラブホテル営業の要件を追加

追
加
さ
れ
る
要
件

休憩料金表示

玄関等の遮へい

フロント等の遮へい措置
（国家公安委員会規則事項）

客が従業者と面接しないでその利用
する個室に入ることができる施設
（客室案内板等）

- ・回転・振動ベッド
- ・特定用途鏡
- ・専ら異性を同伴する客の性的好奇心に
 応ずるため設けられた設備
- ・アダルトグッズ自販機等

自動精算機等

赤字は改正により追加される要件